



弁護士

川口 富男

(かわぐち・とみお)

〈出身大学〉
京都大学法学部

〈経歴〉
1959年4月最高裁判所司法研修所修了(11期)
裁判官任官
東京高等裁判所、大阪高等裁判所、大阪地方裁判所等の裁判官および最高裁判所調査官として民事裁判に携わる。

京都家庭裁判所所長、京都地方裁判所所長、高松高等裁判所所長官歴任

1999年11月
高松高等裁判所所長官を定年退官

2000年1月大阪弁護士会登録
中央総合法律事務所入所

〈前〉
日本調停協会連合会副理事長
近畿調停協会連合会会長
大阪民事調停協会会長

〈現在〉
財団法人国際商事法センター理事
年金記録確認大阪地方第三者委員会委員長

〈取扱業務〉
民事法務、商事法務、会社法務、金融法務、倒産法務、行政法務、家事相続法務

裁判エッセイ 28 ●

討議と対話……裁判における「合議」の性質……

弁護士 川口 富男

デヴィッド・ボーム(量子力学の世界的権威)著「ダイアログ」(金井真弓訳 英治出版07・10・10刊)に次のようなエピソードが紹介されています。

「20世紀を代表する物理学者アルベルト・アインシュタイン(相対論)とニールス・ボーア(量子論)が何年にもわたり、物理学について、非常に忍耐強く、友好的な態度で、何度も議論を交わしたが、二人の想定や意見の違いがとうとう相容れない地点にまで達した。ボーアは量子論に基づき、アインシュタインは相対論に基づいていた。どちらも妥協することなく、同じ見解を繰り返すだけであった。そしてついに、それ以上の議論は無駄だと悟り、二人は次第に距離を置くようになった」

ボームは、この対立について「彼らはそれぞれ自分の意見を真実だと感じていたため、どんな意見も共有できなかったのである」と言っています。そして、ボームは、二人の意見交換方法は討議、すなわちディスカッション(discussion)であったと言います。ディスカッションは、打楽器(percussion)や脳しんとう(concussion)と語源が同じで、これには物事を壊す、という意味がある。ディスカッションは分析という考え方を重視する、つまり分析し、解体する。ディスカッションはピンポンのようなもので、人々は考えをあちこちに打っている状態だ。そしてこのゲームの目的は、勝つか、自分のために点を得ることである、とボームは言うのです。

ですから、討議では、意見が一致することは少なく、物別れになるか、多数決で決めざるをえないこととなります。

◇ ◇ ◇
これに対して、対話(dialogue)は、ギリシャ語の「dialogos」からきた言葉で、人々の間を通過していく「意味の流れ」というイメージのものである。そこでは、点を得ようとする試みも、自分の意見を通そうとする試みも見られない。それどころか、だれかの間違いが発見されれば、全員が得をすることになる。人々は互いに戦うのではなく、「ともに」戦っているのである、とボームは言います。

だから、アインシュタインとボーアは、討議ではなく、対話をするべきであった。対話をしていただければ、彼らは相手の意見にきちんと耳を傾けられたかもしれない。そして、二人とも自分の意見を保留し、相対論と量子論を超えた新しい理論にたどり着いたであろう、とボームは残念がっています。

◇ ◇ ◇
3人以上の裁判官で裁判をする場面があります。この合議体が意見を決める際に「合議」をします(法律は「裁判の評議」という表現をしています。裁判所法75条)。この合議の仕方について法律は、結論については「過半数の意見による」と定めているだけですが、慣行的に行われている方法は、次のようなものです。

合議は、裁判官がそれぞれ意見を述べるのが基本です。その意見が何に関するものかという観点から分類すると、①裁判の結論についての意見(民事事件では、原告勝訴であるとか、刑事事件では、被告人有罪であるとかの意見)、②結論に至る個々の争点についての意見(争点になっている売買が有効かどうかなど)、③そうした個々の争点についての意見を固

めるために必要な素材に関する意見(「売買があった」という証言が信用できるか、その証人はどういう立場の人なのかなど)等となるでしょう。

この分類を前提として、意見を作る過程の実際を見ることにしましょう。人が自分の意見を作る場合には、いきなり①の意見が固まるのではなく、とっかかりの③のところから考えて、積み上げていくものです。簡単な事件では、そうして作り上げた一人ひとりの結論的な意見を合議で述べ合うことで足りませんが、複雑な事件では、一人としても、合議体としても、意見として固め上げることはしばらくおいて、考えとして固まる以前の素材を並べて、三人で③から②、さらに①へと検討を進めることがあります。この三人による検討では、三人がまるで一個の脳を共有しているようになって検討し、考えていくこととなります。この共有の脳はかなり容量が大きく、複眼的な性質を持つものと考えていただくよと思います。真相の把握しにくい、複雑な事件では、各裁判官が確定的意見を構成する以前に、前段階的な素材を目の前に置いて、これを皆で検討して、いわば星雲状態のものを固定状態に固めていくような作業をするのが有用なものです。その上で、各裁判官は、この共有の脳が持つに至った、より整理された情報をも利用しながら、自分の意見を固めていきます。その上で更に、三人で合議を繰り返します。

なお、合議では「飛び乗り飛び降り勝手次第」として、当初の意見にこだわらず、意見交換を通じ、柔軟に意見を修正することも大切とされています。「君子は豹変す」べきものなのです。

そこでは、アインシュタインとボーアの意見を対立させた不毛の討議ではなく、意見を構成する以前の意味が構成員の間を流れ、生成発展していくこととなります。

◇ ◇ ◇
この裁判における合議は、まさに対話(dialogue)に当たるといえるでしょう。地方裁判所、高等裁判所では、普段の執務室で四角い机に座って合議をしますが、最高裁判所には特別の合議室(評議室と呼ばれる)があり、円卓を使用しています。15人(大法廷)又は5人(小法廷)による合議ですから、円卓の方が意見の交換がうまくいきます。裁判所では、合議体の構成員の表決権は平等ですから(裁判長は、評議を開始し、整理する役目を負うだけです)、その意味でも皆を平等に扱うことになる円卓が相応しいのです。

ボームも、「対話の基本的な考え方は、ひとびとが輪になって座ることだろう。そうした幾何学的な並び方だと誰かが特に有利になることはない。ダイレクトなコミュニケーションが可能である」と言っています。

政府等の各種審議会の議事方法が討議なのか、対話なのかについては、前者の趣が強いように思います。それでは意見が生成発展しにくいと思います。会社の取締役会はどちらでしょうか。

裁判所の合議のような対話がもっと世に広がるとよいのですが。